

産業構造審議会 産業技術環境分科会 産業環境対策小委員会（第４回）
議 事 録

日時：平成２８年３月２５日（金）１４：００～１６：００

場所：経済産業省本館１７階第１特別会議室

出席委員：

東海小委員長、指宿委員、岩崎委員、漆原委員、大石委員、梶井委員、亀屋委員、川又委員、佐藤委員、高橋委員、高村委員、竹内委員、土井委員、永田委員、馬場委員、原田委員、春山委員、東野委員、光成委員、村田委員、山崎委員

議事：

開 会	2
議 題	2
1. 揮発性有機化合物（ＶＯＣ）排出抑制のための自主的取組の状況	5
2. 水銀の大気排出抑制に係る検討状況	20
3. 公害防止管理者制度について	26
4. その他の産業環境対策に関する取組状況	33
5. その他	43
閉 会	43

開 会

○中嶋環境指導室補佐　それでは、定刻になりましたので、産業構造審議会産業技術環境分科会産業環境対策小委員会の第４回の会合を開催させていただきたいと思います。

本日は、ご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます経済産業省の環境指導室の補佐をしております中嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、開会に当たりまして、事務局を代表いたしまして三又大臣官房審議官より一言ご挨拶申し上げます。

○三又大臣官房審議官　皆様、こんにちは。今日は本当にお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。経済産業省の審議官をしております三又と申します。着席のまま失礼申し上げます。

日ごろから皆様には、経済産業行政に関しましてご理解、ご協力を賜りまして、大変感謝をいたしております。私どもといたしましては、環境と経済の両立を目標として、産業界の皆さんとも十分な意思疎通を図りつつ、適切な環境負荷低減対策の実現を図るべく、さまざまな分野で努めているところでございます。

今日のこの小委員会におきましては、これまでＶＯＣの排出抑制に関する自主的取組についての評価というものを中心にお願いをしてきたところでございます。

本日は、ちょっと字が小さいですが、議事次第にもありますように、ＶＯＣ以外に、水銀に関する水俣条約に関するテーマ、それから公害防止管理者制度、これらについてもご意見を賜りたいと思っております。順次、議題の中で議論をさせていただきたいと思います。

また、あわせまして、水質汚濁、土壤汚染などの、「その他の産業環境対策」というふうに書かせていただいておりますけれども、幅広い産業公害の防止に向けて取組状況についても、最近の動きなどをご報告を申し上げて議論を賜りたいと思っております。

ＶＯＣの排出抑制につきましては、この自主的取組の結果、主に産業界の不断の努力というものを通じまして、排出量は、この取組の始まりました平成１２年度に比べて直近２６年度では６４％の減という、数字上は大きな削減が着実に進んでいるところでございます。本日はその取組状況についてご確認をいただくとともに、平成２８年度以降の取組について事務局からも案をお示ししてご議論をさせていただきたいと思っております。

次に、水俣条約の関係、水銀の大気汚染、大気排出量抑制についての取組でございますけれども、昨年の6月にこの水俣条約の担保法となる「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」、それから、もう一つ、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」、この2つの法律が公布をされました。本日は、最近の動きをご報告させていただくとともに、この法律の中に改正大気汚染防止法の中に出てきます要排出抑制施設というものが、これは自主的取組によって対応するというふうに法律上はなっております。実は、昨年のこの会、ちょうど今の時期だったと思いますが、少し予告編的にこのこととお話ししたわけですが、その後、今申し上げたように法律が実際に成立をし、その要排出抑制施設というものが法律上位置づけられて、自主的取組によって対応していくということになっていまして、このまさに小委員会で、今後はこの水銀の要排出抑制施設の自主的取組についてのフォローアップもお願いをしてまいりたいと思っております。その辺のまたご意見をいただければと思っております。

それから、3番目、公害防止管理者制度につきましては、今年度、事業者へのアンケートを行いました。この調査結果、諸調査を行って、制度のあり方の点検というものを行いました。その結果について本日ご報告をさせていただくとともに、その結果を踏まえた改善策といったものも事務局からお示しをして、ご意見をいただきたいと思いますと思っております。

そのほか、水質汚濁、土壌汚染、それからPCBの廃棄物に関する最近の取組状況ということ。このPCBについては法律改正案がこの国会にかかっておりますので、これについてもご報告をさせていただきたいと思います。

以上申し上げましたように、これまでVOCにかなり特化した形でお願いをしておりますけれども、もう少し間口を広げる形で、今後引き続き環境と経済の両立というものを念頭に置きながら、環境負荷低減に向けた取組の着実な推進に向けまして、委員の皆様方には高い視座からのご議論を幅広くいただけますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中嶋環境指導室補佐　次に、第2回小委員会からの委員の変更についてご紹介させていただきます。

それぞれお役職名とお名前を申し上げますので、一言ご挨拶いただければと思います。

まず、一般社団法人日本自動車工業会環境委員会工場環境部会部会長の川又委員でございます。

○川又委員　自工会から参りました川又でございます。よろしくお願いいたします。

○中嶋環境指導室補佐　次に、一般社団法人日本鉄鋼連盟環境保全委員会副委員長の高橋委員です。

○高橋委員　日本鉄鋼連盟の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋環境指導室補佐　NPO法人国際環境経済研究所理事、首席研究員の竹内委員です。

○竹内委員　国際環境経済研究所の竹内でございます。よろしくお願いいたします。

○中嶋環境指導室補佐　大阪大学大学院工学研究科教授の東海委員です。

○東海委員　大阪大学の東海と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋環境指導室補佐　このほか、日本商工会議所産業政策第二部長の小林委員も新たな委員でございますが、本日は所用によりご欠席でございます。本日は代理として、産業政策第二部副部長の市川様にご出席いただいております。

また、本日代理の方で、根本委員の代理として、日本経済団体連合会環境本部上席主幹の酒井様にご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

それから、出欠状況でございますが、崎田委員、白石委員、馬奈木委員は、本日所用によりご欠席でございます。以上、本小委員会の委員定数は26名ですが、本日は21名の委員にご出席いただいております。定足数である過半数を満たしていることを報告させていただきます。

また、本小委員会は年に1回の開催でございますので、昨年度からの事務局側の異動者もご紹介させていただきます。メインテーブルに座っております環境指導室長が閑念室長から田中室長に替わっております。よろしくお願いいたします。

それから、鈴木越境移動管理官が権藤管理官に替わっております。よろしくお願いいたします。

次に、議事に入る前に、これまで小委員長をお務めいただいております安井委員が産構審の委員を退任されておりますので、後任の小委員長を選出いただく必要がございます。事務局といたしましては、東海委員にお引き受けいただければと存じますが、ご異論はございませんでしょうか。——よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、東海委員に産業環境対策小委員会の小委員長にご就任をお願いできればと存じます。

早速ではございますが、東海小委員長より一言ご挨拶いただければと思います。

○東海小委員長　ありがとうございました。

それでは、この委員会は年に1回ということでございますけれども、皆様方の活発なご議論を踏まえまして、ぜひとも実り多い会議にしていきたいと存じております。

○中嶋環境指導室補佐 ありがとうございます。

それでは、以降の議事の進行は東海小委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○東海小委員長 それでは、まず、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○中嶋環境指導室補佐 本日は、お手元にiPadをお配りしております。そちらのほうに資料1～資料5と参考資料が入っているかと思しますので、ご確認ください。なお、資料3は枝番がございまして、3―1と3―2がございまして、ご確認くださいと思います。よろしいでしょうか。

あと、iPadが見えにくい方につきましては、スクリーンのほうでも映し出しますので、こちらでみていただいても結構でございますので、よろしくお願いいたします。

その他操作方法についてご不明な点がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議 題

○東海小委員長 それでは、議題に入りたいと思います。

本日の議題は4つあります。1つ目は「揮発性有機化合物（VOC）排出抑制のための自主的取組の状況」、2つ目に「水銀の大気排出抑制に係る検討状況」、3つ目に「公害防止管理者制度について」、4つ目に「その他の産業環境対策に関する取組状況」となっております。時間内に全て議論できますよう、それぞれ質疑応答を含めて25分ずつの時間配分を考えておりますので、円滑な議事進行へのご協力をお願いいたします。

（1）揮発性有機化合物（VOC）排出抑制のための自主的取組の状況

それでは、議題1の、昨年度の、平成26年度VOCの排出抑制に係る自主的取組、実績等について、事務局から説明をお願いします。

○橋森環境指導室補佐 それでは、資料2をご覧ください。

「揮発性有機化合物（VOC）排出抑制のための自主的取組の状況」ということで、こ

れからご説明させていただきます。

次のページをご覧ください。

こちら、参加業界団体等ということでございます。

現在の取組でございますけれども、各業界団体等がみずから目指すべき方向性や方策を設定の上、本小委員会で毎年度フォローアップを実施するということにしております。現在、こちらの下に書いてございます40業界団体等、それから7,300社以上の企業等が取組を報告いただいております。

次のスライドをご覧ください。

こちらが事業者による自主的取組フォローアップの合計の結果になります。

自主的取組の参加企業によるVOCの排出量でございますけれども、平成12年度と比較いたしまして約3分の1に減少してございます。目標としては、こちら、赤い点線で書いてございますけれども、平成22年度に平成12年度比で3割削減という目標を立てて取組を進めておりましたが、その目標年次である平成22年度以降もVOCに関しましては排出量の減少傾向が継続をしてございます。直近、平成26年度の数字でございますけれども、18.2万トン、平成22年度から比べますと約2割の削減ということになってございます。

次のスライドをご覧ください。

こちらは、業種別の動向を示したものでございます。自主的取組に参加している全ての業種で平成12年度から3割超の削減を達成してございます。また、多くの団体では平成22年度の数字より下回る数字で推移をしているということになります。

下のグラフをご覧ください。

平成12年度——目標の基準年でございますけれども——には、印刷・同関連業、輸送用機械器具製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、この4業種が高いところを占めておりまして、直近、その4業種を取組の結果が大きくあらわれているのがご確認できるかと思っております。

隣には、参考としまして、自主的取組に参加していない業界さんも含めた全国の推計、これは環境省のほうで出されているものでございますけれども、それも参考でお示ししておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、特に12年度に多かった先ほどの4業種に関して、細かくちょっとみていきたいと思います。

まず、印刷・同関連業でございます。

こちらの取組でございますけれども、約8割の事業者が自主的取組に参加をしております。作業方法の改善、原材料の転換・削減、具体的にいいますと、水性インキ等、その他の低VOCインキの使用等によりましてVOCの排出量を大幅に削減しております。基準年の平成12年度に比べますと約4分の1まで減少しております。平成22年度以降でございますけれども、こちら、グラフにありますとおり減少傾向は継続しております。直近、平成26年度の数字でいいますと、平成22年度の約3分の2まで減少しております。

続きまして、輸送用機械器具製造業でございます。

こちら、自主的取組には、自動車・同附属品製造業の事業者が参加しておりますので、参加率が比較的低いように思われるかもしれません。こちら、約半分になっておりますけれども、残り半分は船舶であるとか飛行機、その他の輸送用機械器具の製造業でございます。残念ながら報告はいただいていないところでございます。取組の内容でございますけれども、塗着効率の向上、例えばでございますけれども、ロボット塗装化を行う。また、洗浄シンナーの対策として、使用量の低減であるとか回収、そういった取組によりまして、こちらもVOCの排出を大幅に削減することができました。平成12年度に比べますと約6割の削減になってございます。平成22年度以降の動きでございますけれども、やはり減少傾向は継続しております。平成22年度からみますと約1割の削減ということになっております。

続きまして、化学工業でございます。

化学工業につきましては、7割超の事業者が自主的取組に参加をいただいております。施設・設備の密閉度の向上、水性・低VOC製品への切り換え、そういったことによりましてVOC排出量を大幅に削減しております。平成12年度に比べますと約3分の1にまで減少してございます。化学工業もやはり平成22年度以降も減少傾向は継続しております。平成22年度に比べますと約1割の削減というふうになってございます。

続きまして、石油製品・石炭製品製造業でございます。

こちらは、ほぼ全ての事業者が自主的取組に参加をいただいております。陸上出荷設備のペーパー回収装置の設置、タンクの改造工事、そういったことによりましてVOCの排出量を削減しております。平成12年度に比べますと約4割の削減が行われております。本業界もまた平成22年度以降も減少傾向が継続しております。平成22年度からみますと約1割の削減というふうになってございます。

続きまして、8 ページ目のスライドをご覧ください。

こちらは、今度は切り口を変えまして、物質別の排出量の推移を示したものでございます。平成12年度時点で最も高かったのはトルエンで、約9万トンぐらいの排出量がございました。こちらに関しましては、これまでの自主的取組の結果、平成26年度の数字で見ますと約5分の1まで削減が進んでございます。その他の物質につきましても、それぞれ増減がございますけれども、着実に削減が進展をしているというのがおわかりになるかと思えます。

こちらもまた、右側に全国での物質別のVOC排出量の推移を示させていただきました。こちら環境省のほうで示していただいたものでございますけれども、いずれも減少傾向にあるというのがおわかりになるかと思えます。

続きまして、VOCの排出抑制に関しまして、できるだけ参加していただける企業を増やすための普及・啓発といった活動もしておりますので、そういった活動に関してのご紹介をさせていただきたいと思えます。

まず、1つ目でございます。関東、中部、近畿、中国地域の経済産業局におきまして、VOCの排出抑制の意義やメリットといったものを周知することを目的に、主に事業者向けでございますけれども、VOCの排出抑制セミナーというものを開催してございます。こちらは、下のグラフに書いてございますけれども、全国8カ所で行ってございます。

また、優良事例等をご紹介するということを目的に、中国経済産業局で——これは平成27年3月ですので、昨年度末でございますけれども、新たに自主的取組事例集というのを作成しまして、今年度、その普及等を行ったというふうに聞いております。こちら、それ以外のところ、例えば関東経済産業局、中部経済産業局、近畿経済産業局でも同様に事例集をもう既に作成をしております、そういったものでアピールをしているというふうになってございます。

また、3つ目でございます。これは、日本塗料工業会さんが行われている取組でございますけれども、重防食用の水性塗料、これはさびや腐食から橋などの構造物を保護するための特殊な塗料なのでございますけれども、その水性化を進めるために、将来のJIS化を前提に置いた団体規格化というような作業を進めていると聞いてございます。こちら、我々の取組には残念ながらフォローアップの報告はいただいていないのですが、建設業というのが比較的VOCの排出量が多いというところもございますので、そういった方々にもより削減を進めるために、この塗料工業会さんと協力しながらやっているというところ

でございます。

それから、次のページをご覧ください。

こちらは、今度は支援策になります。一般社団法人の産業環境管理協会のほうに「VOC自主的取組支援ボード」というものを設置してございまして、VOC排出抑制に関する助言、情報提供、さらには業界団体に属していない企業から取組を支援するといった活動を継続して実施をしております。

また、日本政策金融公庫でございますけれども、VOC排出削減のための設備、例えば吸着装置、分解装置、分離装置、密閉装置、被覆装置、蒸気返還装置、そういった装置類を取得するために必要な設備資金を融資する制度、こちらも継続して行っているところでございます。詳細に関しましては下にグラフが書いてございますけれども、残念ながら、融資に関しましては国民生活事業という部分が今年度限りということになってございます。

ここまでは取組に関してみてきましたが、これ以降は、では実際に大気環境がどのようなになってきたかということについてご報告させていただきたいと思います。

まず、非メタン炭化水素でございます。こちら、注意書きで書いてございますけれども、大気環境の観測ではVOCではなくて非メタン炭化水素で測定してございますので、これはVOCのかわりに使わせていただく指標でございますので、VOCとほぼ同じ動きというふうに思っていただければと思いますけれども、午前6時～9時における年平均値というのは低下傾向にあることがご覧になられるかと思います。

続きまして、12ページ目でございますけれども、二酸化窒素でございます。こちらはVOCの取組とは直接関係ないのですが、VOCの取組というのがそもそも目的とした光化学オキシダントを低減するという目的でございます。光化学オキシダントは、VOCと NO_x が光反応によって生成されるというふうにいわれてございますので、その片方の NO_x についてもみていきたいと思っております。こちら、グラフに書いてありますけれども、 NO_2 の濃度——これは年平均値でございますけれども、緩やかな低下傾向にあることがみてとれるかと思います。また、一般環境大気測定局での数値でございますけれども、近年、全ての測定局において環境基準を達成しているというような状況にございます。

13ページのスライドをご覧ください。

こちらが光化学オキシダントの濃度、これは昼間の日最高1時間値の年平均を示したものでございますけれども、近年はほぼ横ばい、数年前から比べると若干増加傾向にあるというのがみてとれるかと思います。平成25年度の環境基準達成局は1,152局の中でたったの

4局ということで、0.3%ということで、環境基準達成に関しては極めて低い数字だということになっております。

一方で、次のスライドをご覧ください。

こちら、光化学オキシダントの長期的な改善傾向を評価するための指標として、環境省が新たに高濃度域に注目して分析をした資料でございます。こちら、高濃度域の光化学オキシダント、具体的には8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値を示したグラフでございますけれども、こちら、大体平成17～19年度ぐらいを境目に低下傾向にあることがみえてくるかと思えます。

15ページ目のスライドをご覧ください。

これは、光化学オキシダント注意報等の発令延べ日数を示したものでございます。下のグラフでございますけれども、減少傾向にあるのがご覧になられるかと思えます。直近、平成26年の数字でございますけれども、延べ日数として83日ということで、100を切った数値になってございます。

16ページ目でございます。

こちら、ちょっと下の日本地図がみにくいのですが、平成17年度と平成25年度の注意報レベルの濃度——実際の注意報ではなくて注意報レベルの濃度、具体的には0.12ppm以上でございますけれども——が出現した地域を示したものでございます。1日以上出現したものが17年度は白マル、25年度は緑マル、10日以上出現したものが黒マルで示したものでございますけれども、そのうち10日以上出現した黒マルだけに着目してみますと、平成17年度は関東の広域、北関東も含め出現しておりますし、さらには関西、中部地域でも出現しているのがわかるかと思えます。合計100地点ぐらいございます。それが直近でございますけれども、平成25年度には東京都、神奈川県、1都1県の計13地点まで激減をしているというふうな状況になってございます。

17ページのスライドをご覧ください。

こちらは、浮遊粒子状物質、SPMと呼ばれているものでございます。PM2.5よりも少し大きなものまで含むような概念だと思っていただければと思えますけれども、こちらの年平均値でございますが、近年はちょっと横ばい傾向にもみえるのですけれども、中長期的には減少傾向にあるというところでございます。平成25年度の環境基準達成局は1,324局中1,288局ということで、97.3%、ほぼ100%近くのところで達成ができてございます。

そういった状況を踏まえて、最後に平成28年度以降の取組としてまとめをさせていただきます。

きます。

平成23年以降、国として新たな削減目標は設定をせず、業界団体等みずからが設定した「目指すべき方向性と方策」に基づきまして、業界団体等ごとに自主的取組を進めてきました結果、さらなるVOC排出抑制に貢献をしてきました。これは、平成22年度～平成26年度までに約2割削減ということからも明らかかと思います。

また、光化学オキシダント注意報等の発令延べ日数が、先ほどもいいましたとおり減少傾向を示すなど、大気環境の改善にも一定の効果があったものと推測されます。ただ、一方で、まだ年平均値は増加傾向にみえるなど、十分な現象解明までには至っていないというのが実態でございます。

そういったことを踏まえまして、VOC削減による効果の程度も含め、現象解明が具体化されるまでは、自主的取組参加企業等の負担軽減にも留意をしながら、現在の取組を継続するとともに、毎年度のフォローアップ、こちらに関しても引き続き実施していくということがいいのではないかとこのことをちょっと事務局としては考えております。

それでは、以上でございます。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、今後も、来年度、平成28年度以降も現在の取組を継続することとしたいということでしたけれども、ご意見、ご質問等あればよろしく願いいたします。

ご意見、ご質問等あります場合は、お手数ですが手元のネームプレートをお立ていただければと思います。発言の際には、お手元のボタンを押して、マイクのランプがついていることをご確認の上、ご発言願います。

いかがでしょうか。

○漆原委員 どうも、ご説明ありがとうございます。

最後のページですが、28年度以降の取組については、このままで良いと思います。ただ、フリーライダー対策も勘案すれば、自主的取組を実施して着実に削減を行った企業が適正に評価されるような、仕組みが必要ですし、また、こうした情報を英語等で公表することによって、ESG投資の促進ですとか企業価値の向上にもつながりますので、努力が報われるような、外部への発信をお願いできればと思います。

あと、もう一点ですけれども、最後のページの4ポツの2つ目のところに、環境省で検討されているPM2.5の現象解明や削減に向けた対策が記載されていますが、これと同時に、例えばPM2.5の低濃度長期間ばく露のリスクや、気管支関係の疾患を患っている方に対す

るリスクについて、疫学的な調査もお願いできればと思います。こういった調査はすでにやっているのかもしれませんが、PM2.5は昔から存在しておりますので、「安全」というよりは「安心」の観点からぜひ推進していただければと思います。

以上です。

○東海小委員長 ありがとうございました。

今の時点で事務局から何かコメント等はございますでしょうか。

○田中環境指導室長 ご意見ありがとうございます。

1点目の、努力が報われるような形にしてほしいというご意見で、そのためには外部への発信をもっとやったほうがいいのではないか、また、海外への発信という意味では英語もというようなお話だったと思います。非常にごもっともなご意見だなというふうに思いますので、どこまでできるかというのはもちろんありますけれども、なるべくこういう取組をやっているということを世界に向けても発信していく方向で検討したいと思っております。

2番目の、PM2.5の疫学的な調査というところについては、私も今ここでそれがやられているのかどうかかわからないのですが、まず、PM2.5については環境省のほうでさまざまな検討をされておりますので、それを見守りたいなということと、あと、疫学的調査をもしやっているとすると厚生労働省がやっている可能性もあるとは思っていますので、ほかの役所の取組ともよく連携しながら検討していきたいと、このように思っております。

○東海小委員長 ありがとうございました。

では、高村委員、どうぞ。

○高村委員 ありがとうございます。

先ほど事務局からありましたスライドの18枚目でしょうか、平成28年度以降の取組に書かれている内容について、基本的に支持といたしましょうか、ぜひお願いをしたいと思います。ご提案があったように、取組をされているところではとりわけ削減が進んでいるとは思いますが、他方で、大気環境の側面から見ると、やはりまだ、特に光化学オキシダントですとか環境基準達成局がまだ低い水準に推移しているということを考えますと、そのメカニズムの解明というのは必要だと思いますが、少なくとも継続したフォローアップをお願いしたいというふうに思っております。

その際に、要望と質問が入り交じっておりますけれども、1つ目の要望は、先ほど漆原

委員がおっしゃいましたように、こうした自主的な取組に参加をされていないところをどうやって拡大していくかというところについては、ぜひ、どういうふうにするかという点についてはご検討いただきたいということが1つ目です。

それから、2つ目は、スライドの1枚目になりましょうか、業界から個票を出していただいているのですけれども、参加企業数が記入されていないところについて、理由をもしおわかりでしたら事務局からご教示いただきたいというのが、これは質問でございます。要望としては、企業数を出していただきたいということでございます。

それから、最後、この間の法規制分の内訳と増減値を出してくださいということで、今回個票で随分出してくださっておりまして、出してくださっております業界さん、例えば自工会さんなんかは非常に丁寧にデータを入れてくださっていると思うのですけれども、まだかなり排出量が多いところでも、ここのところの細かなデータを出していただけないところがあるというふうに思っておりまして、ぜひ来年度に向けては法規制分の内訳、増減値を含めて出していただければと思います。どういう取組を進めていくことが削減に効果があるかというのを明確にしていくという意味をお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから。

○田中環境指導室長 1点目の、参加する人が拡大するように努力してほしいということでした。そのとおりだと思います。スライドの中でも、途中で、セミナーなどをやっているというのをご紹介させていただいたと思うのですけれども、こういった取組を通じながら、少しでも拡大するように我々のほうも引き続き努力していきたいと思っております。

それと、2番目の、排出量のもう少し細かいデータを来年度出せないかというようなお話だったと思うのですけれども、この辺は今後の課題として、どこまでできるか少し検討したいなと思います。

あと、もう一つ、企業数のところというのはわかりますか。

○橋森環境指導室補佐 企業数でございますけれども、こちら、参加している業界の中には、会員企業数が特に少ないところに関しましては、その数字が出ること自体を控えてほしいというような会員企業さんもありまして、なかなか同意が得られない部分がありま

して、参加企業数がちょっと表示できない部分もございます。なので、比較的参加企業数が業界としてはそれほど大きくないところがバーになってございます。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、東野委員、お願いします。

○東野委員 事業者の皆様の努力により排出は大幅に年々削減されていて、その結果、オゾン、それからPM等の濃度も減少しているというようなこと、さらには、それによって何らかの効果は出ているだろうというようなことが、定性的には明らかになっていると思います。しかし、国民が知りたいことというのは、やはりそれによって国民の、自分のリスクがどのくらい減ったのかということを定量的に知りたいということ。さらに、排出事業者の方々の立場から考えると、それが果たして費用に見合った効果が得られているのかという、この2つの分析がこの後で必要ではないかと思います。

実際、これは海外の例を申しますと、昨年10月に米国はオゾンの基準値の見直しを行いました。5年ごとに基準値も見直すことになっており、今回は少し基準値を厳しくした。その際には、規制影響分析をやって、その結果に基づいて、基準値を変えている。日本も、同じようなことをやっていくべきではないかと考えます。

○東海小委員長 ありがとうございました。

コメントですが、何かございますか。

それでは、梶井委員。

○梶井委員 削減がずっと続いてきているということは非常に明るいことだと思って拝見してはいたのですが、平成22年ぐらいまでの急峻な削減というのは非常に企業努力によるものだと思うのですが、その後の、いわゆる自主的な努力が続いている中でも漸減してきているということにもうちょっと注目してみたときに、これはどうしてこういうふうに進んできているのかというのは非常に重要な意味があるのだらうと私は思っています。

というのは、大きな法律的な縛りもなく、努力しようということで減ってきていて、これは例えばこれから10年、20年、30年のスパンで考えたときに、やはり同じメカニズムですべてそれで減ってくれるのであれば物すごく意味のあることなので、なぜこの数年間の自主努力でこのくらい減ったのかというのを少し分析して、それが今後10年、20年の先のところにも当てはめられるかどうかというのは多分研究してみる価値があると思いますので、もしくはわかるところで結構だと思うのですが、やっていただけたらないとい

う要望としてお願いしておきます。

以上です。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、まずはご質問だけ先にお伺いしたいと思います。

佐藤委員。

○佐藤委員 質問でございます。

自主的な取組に参加している企業なのですが、この企業の取組は、自社内だけのものか、あるいは構内作業の企業も含むのか、あるいは部品供給とか下請の企業も含むのかという、そのバウンダリーというんですか、取組の範囲について教えていただきたいと思います。

それから、自主的な取組に参加している企業に対するインセンティブについて、例えば、国あるいは地方公共団体が調達をするときに、こういう自主的な取組をしている企業を何からの形で配慮するという仕組みがあるのかということをお伺いしたいと思います。

さらに、こういう取組をしているということを企業が発信できるような、例えばこういう取組に参加していることを分かりやすく発信ができるような情報提供のやり方、が何かあるのかということもお伺いしたいと思います。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、竹内委員、お願いします。

○竹内委員 ありがとうございます。

ご質問ではないのですが、最後の結論のところから申し上げますと、自主的取組について今後もフォローしていただくということについて、ぜひお願いをできればと思います。

その中で、今までも皆さんからご発言があったのですが、ぜひ枠組みを拡大する、目標を引き上げていく、そして何が有効な手段なのかの分析を行っていくというところが必要かと思っております。気候変動のほうでも、実は国際枠組みが自主的なというか、ボトムアップアプローチになりました。日本の産業界がこれまで取り組んできたような自主的取組というものが世界に対してある意味お手本として発信をしていくようなニーズがあるという中で、ぜひ国内でも、こういった気候変動のほうでの自主的取組でこういった取組が行われたことによって業種が広がり、そして目標が引き上げられてきたかというナレッジを共有していただくようなことができればなというふうに思います。

ぜひ、先ほど漆原委員のほうからも冒頭ございましたけれども、参加することにモチベ

ーションがもてるような枠組みになっていただくとよいのかなと。今回初めて委員会に出させていただくので、これまでの委員会の議事録を拝見したのですけれども、その中でも常にやはり業種、参加企業の拡大ということがずっと話題になっているところを拝見いたしましたので、大変簡単なことではないというのは重々承知をしておりますけれども、ぜひこの点を重要な課題として取り組んでいただければなというふうに思います。

以上です。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、馬場委員。

○馬場委員 ありがとうございます。

質問をということなので、まず質問のほうからなのですけれども、やはり私のほうも、6ページに代表されるような取組に未参加企業・業種がある程度いらっしゃるというところが気になりまして、今、竹内委員のご指摘もあったのですけれども、これまでも議論され尽くしてきたところかもしれないのですけれども、改めてそういう未参加の業界というのがなぜ未参加なのか。例えば影響度合いが低いからということなのか、あるいはコストが高くてその業界の場合はできないのかとか、技術的にそもそも無理なのかとか、何かそういう原因を、改めてなのかもしれませんがちょっと教えていただいて、その上で、それを踏まえて、例えば国のほうでもっと業界に働きかけるであるとか、あるいは何らかもっと支援の仕方を考えると、もう既に議論され尽くしているのかもしれません、ぜひ、ちょっとまたそのあたりを改めて教えていただけるようであるとありがたいと思います。

あと、もう一つ、先ほど、こういった既に自主的に頑張っている業界さんの取組を、ESG投資を促すという点で海外も含めて発信してほしいという話題があったのですが、そういったことも大事ですし、また、これまでも既にやっているとは思いますが、こういった日本の産業界の取組、海外、特にアジアなどにより深く、また、一層深くノウハウが移転されるような仕組みというものをぜひ引き続き継続していただければと思います。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、春山委員、お願いします。

○春山委員 日化協の春山でございます。

質問というよりは、むしろお願いということになりますけれども、先ほど来話がありま

したように、VOCの削減というのは大幅に削減されてきました。その後、これからどうなのかといいますと、技術的には非常に難しいレベルまで来ておって、高度化していかなければならない、そういう背景にだんだんなってくると思います。そういう意味では、この10ページ目の、やはり中小の企業の方々への応援という意味も含めてですが、行政の方々からのこういう投資に対するサポートというのは非常にこれからも重要になってくると考えられます。この辺は、最後のページの取組に加えてぜひともお願いをしていきたいという、一つのお願いでございます。

以上です。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、岩崎委員、どうぞ。

○岩崎委員 VOCの削減が光化学オキシダントとSPMの低減と、この2点が、当初、環境省が目標としてスタートしたわけですが、それ以外に作業環境の改善とコストメリットというのがかなり大きく出てくる場合もあって、これはやはりもっと強調しているのではないかと。平成22年に44.何%達成して、さらに今、多少でも低減しているのは、各業界がやはり作業環境をもう少し見直しして、そちらの方向に誘導していったと。もちろん、コストメリットもあるわけですが、そういうことのメリットをもう少しみえる形で強調しているのではないかと。

今、印刷でもどこでも、印刷機の横を歩いても、ほとんどにおいのしない工場というのは幾らも出てきた。特に、胆管がんで1,2-ジクロロプロパンの問題もあったけれども、どんどんそういう形で作業環境の改善につながるよということが、これは2年前に経済産業省がつくったパンフレットの中でもそれは入れたことですので、その辺をもう少し将来の発展の方向として、厚生労働省の問題だといえればそれまでですが、経済的メリットというのは経産省には大きくかかわることですから、そこの強調も私は入れていいのではないかと。

以上です。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、市川さん、どうぞ。

○市川様（小林委員代理） 済みません、質問ではなくてお願いなのですが、先ほどの春山委員と意見は同じなのですが、自主的取組の参加事業者の拡大ということはまさに望ましいことではございますけれども、拡大する施策がもし今後政府によってとられ

るということになるのであれば、自主的ではございますので、政策的な規制強化で中小企業の負担をふやすようなことにならないようにご配慮をお願いしたいと思っております。18ページの資料の中にもありますように、「自主的取組参加企業の負担軽減にも留意しつつ」とございますように、この視点でのフォローアップということでお願いできたらと思っております。

以上でございます。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、永田委員。

○永田委員 これまでの過程で、VOCとか、排出量が大分減ってきて、これから先さらに減らしていくということになれば企業の方も大変でしょうし、また、国民のほうからも、これだけ減ったからこれだけの効果があったのだというところがやはりみたいところになってくるのではないかと思います。

したがいまして、ほかの先生からも出てきましたけれども、これだけ排出量が減ったからこれだけ濃度が減ったというようなところが、ケーススタディーなものでも示されればよいのではないかと思います。ケーススタディーと申しましたのは、いわゆる環境アセスメントのように現状を厳密に再現して何か策をとったとき、開発したときの効果を、また差分を問うというような、そういう複雑なものではなくて、一つのケーススタディーでこれだけ減らしたときにはこれだけ濃度が減るんだ、あるいはコストもこれだけ減るんだとか、そういったものが何か形で例示として示されるとよいのではないかと思います。

以上です。

○東海小委員長 ありがとうございました。

済みません、今日はたくさんまだ議題がございまして、今までのところで事務局のほうから何か一言まとめていただけますでしょうか。

○田中環境指導室長 これまでいろいろいただいていたことも含めて、改めてご意見やご質問をいただいているのかなと思います。

いろいろあったのですけれども、拡大に向けた検討をという話、先ほども少し私もそれに向けて周知を頑張りますというお話をさせていただきましたけれども、参加していない業界団体に対して、これはこれまでも働きかけはやってきたのですけれども、改めてこちらのほうからもコンタクトして、入ってもらえませんかという働きかけをやっていきたいと思っております。

あと、もう一つあったのは、PRというか、情報発信というような話をしっかりやったほうがいいのではないかということでございまして、これは全くそのとおりだと、これも繰り返しですけども、思っておりますので、こういうことをやっているという企業が世の中に対してちゃんと評価されるような方向になるように、しっかりPRをしていきたいと思っております。

あと、もう一点、費用対効果がもう少しみえるといいのではないかと話もあったと思います。それはおっしゃるとおりだと思います。一方で、なかなか定量的な評価が難しいというところもあると思いますので、今後の検討課題として受けとめていきたいと思えます。

あとは、労働環境の改善につながっているというところのメリットもあるのではないかと話だったと思うのですけれども、それはそのとおりだと思います。我々がやっているセミナーも、厚労省の中災防と連携してやっておりますので、このVOCの取組、大気のための取組ではありますけれども、労働者の環境改善というところともつながっているというところで、引き続き厚労省ともよく連携しながらやっていきたいと思っております。

また、今後規制強化につながっていかないようにということもあったと思えますけれども、まさにこの話は自主的にやっているというところでもございまして、規制ではないわけです。それは、オキシダントとVOCの因果関係がまだ十分にわからないといったところがございしますので、そういうものが明らかになっている他の事例とは少し違うのかなと思っております。一方で、やはりこれまで減らしてきたところの効果というのも数字でみてとれるところかなと思えますので、我々としては規制というような方向にするということは考えていないのですが、自主的な取組をさらに進めていって、それを我々のほうでもフォローアップするという現在の形を継続して、現在よりも悪くなっていくということはないようにしていきたいと思っておりますのでございします。

抜けがあるかもしれませんが、以上でございします。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、多々貴重なご指摘、ご提案をいただきましてありがとうございました。来年度以降も現在の取組を継続する、この事務局の提案でよろしゅうございますでしょうか。——ありがとうございました。

それでは、今回いただきましたご意見を踏まえながら、ぜひとも来年度以降も取組を継

続いただくようお願いいたします。

(2) 水銀の大気排出抑制に係る検討状況

それでは、続きまして、議題2「水銀の大気排出抑制に係る検討状況」について、事務局より説明をお願いします。

○東環境指導室補佐 では、資料3—1を用いまして、水銀の大気排出抑制に係る検討状況について説明申し上げます。

1 ページ目のスライドでございますが、水銀に関する水俣条約の概要を示しております。水銀に関する水俣条約とは、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するため、包括的な規制を定める条約でございます。

2010年より政府間交渉が開始されまして、2013年10月、熊本水俣で条約を採択・署名しております。50番目の国が締結した日から90日後に発効予定でございまして、現在25カ国が締結済みでございます。我が国に関しましては、本年2月2日に締結済み、全体で23番目となっております。

このスライドの左下の図で、水俣条約の構成と担保措置等の関係を示してございます。左側から、水銀の輸出入に関しましては外為法による措置、真ん中ですが、水銀の使用に関しましては水銀汚染防止法による措置、右側ですが、水銀の廃棄につきましては廃棄物処理法の政省令改正による措置で、一部、廃棄物処理法上廃棄物に該当しないものについては水銀汚染防止法による措置でカバーしております。

上のほうになりますが、環境への排出につきましては、水・土壌につきましては水質汚濁防止法で担保済みということで、本日、この資料におきましては、条約第8条が求める大気への排出に関してのところを説明いたします。

次のスライドに移ります。

条約の求める大気排出規制についてですが、締結国に対し、石炭火力発電所、産業用石炭ボイラー、非鉄金属製造に用いられる製錬及び焙焼の工程、廃棄物の焼却設備、セメントクリンカーの製造設備に対し、水銀及び水銀化合物の大気への排出を規制し、及び実行可能な場合には削減するとあります。

規制の内容につきましては、左下のオレンジのところになりますが、新規の発生源につ

きましては、条約発効日から遅くとも5年以内に、利用可能な最良の技術——以降、「B A T」と呼びます——及び環境のための最良の慣行——「B E P」と今後呼びます——の利用を要求しております。

既存の発生源につきましては、条約発効日から遅くとも10年以内に、以下のいずれの措置のうち1つを実施するということが求められております。その施策としましては、数量化された目標、排出限度値、B A T及びB E Pの利用、複数の汚染物質の規制に関する戦略、代替となる措置の5つでございます。

次のスライドにまいります。

水銀に関する水俣条約の中で、B A T／B E Pに関する手引というものがございます。水銀の大気排出規制に係る規定の実施に当たり、締約国はB A T／B E Pに関する手引を考慮することとされております。B A T／B E Pに関する手引は、本年3月の政府間交渉委員会（I N C 7）において暫定版として採択されました。正式採択につきましては、第1回の締約国会議でなされる予定でございます。

B A T／B E Pに関する手引の構成についてでございますが、左下の一覧表の中に示してございます。イントロダクション、共通技術、モニタリング、4～7につきましては各セクターごとの記述記載になっておりまして、繰り返しの形で、下の1～8まで、サマリーから参考文献までの流れとなっております。

次のスライドにまいります。

国内の担保措置につきましては、大気汚染防止法の一部改正が平成27年6月19日に公布されております。条約対象の5施設を規制しております。また、水俣病経験国として水俣条約の趣旨を積極的に捉える観点から、条約対象施設と同等に水銀を相当程度排出している施設にも条約対象施設に準じた取組を要求しております。

条約発効日から2年以内に施行予定でございます。施行のスケジュールイメージにつきましては、左下のフロー図で示しております。50番目の国が締結した後、90日後に条約が発効いたします。条約発効から2年以内で、政令で定める日をもちまして改正大気汚染防止法が施行されます。

次のスライドにまいります。

国内担保措置のうち、排出規制に係るところについて説明申し上げます。

水銀排出施設の設置または構造等の変更の際に、都道府県知事への届出が義務づけられます。水銀排出に係る排出基準の遵守が義務づけられます。基準値案といたしまして、現

在、左下の表に示す図が示されております。こちら、中央環境審議会の大気・騒音振動部会大気排出基準等専門委員会で議論されておりました、その第3回の資料から抜粋したものでございます。

水銀濃度の測定・記録・保存の義務づけにつきましてですが、右下のフロー図をご覧いただきたいのですが、排出基準を超過したときのイメージ案ということで、こういうことが議論されております。

水銀濃度の測定についてですが、測定の頻度について、排ガス量が4万Nm³/時以上の施設は4ヵ月に1回以上、同4Nm³/時未満の施設については6ヵ月に1回以上の頻度で水銀濃度の測定をすることが義務づけられております。

排出基準値を上回る水銀濃度が検出された場合でございますが、水銀濃度の再測定を速やかに3回以上実施する必要があるございまして、合わせて4回以上の測定データが出てくることとなりますが、その最大値と最小値を除くものの平均値をとって評価をいたします。排出基準と比べて大きい小さいかという評価をいたします。排出基準値を上回る水銀濃度が検出された場合は関係自治体に連絡をするということで、排出基準値に適合しない水銀等を継続して排出すると、求められる措置としては、まずは勧告、命令、罰則といったような流れになるかというふうに——こういったようなことが中央環境審議会で議論をされております。

次のスライド、最後のスライドでございますが、国内担保措置の中で自主的な取組について説明申し上げます。

条約対象施設と同等に水銀を相当程度排出している施設の設置者に対して、自主的な取組を要求しております。

右下の表に、我が国における主要発生源ごとの排出量を示しております。上の5つ、石炭火力発電所からセメント製造施設までは条約対象の5施設でございます。それと同等程度排出している施設としましては、オレンジをつけております鉄鋼製造施設が該当いたします。

本小委員会では、有害大気汚染物質やVOCに係る自主的な取組のフォローアップの経験を生かし、要排出抑制施設の設置者の自主的な取組をフォローアップしていく予定ということでございます。要排出抑制施設につきましては、その鉄鋼施設のうち、やはり比較的排出量の多い「焼結炉」と「電気炉」を対象とする予定となっております。

また、要排出抑制施設の設置者に求められる自主的な取組につきましては、左下の4つ、

みずからが遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存、その他の排出抑制措置、取組状況・評価の公表とあります。

説明は以上でございます。

○東海小委員長 ありがとうございました。

続きまして、資料３―２の説明をお願いします。

○奥山化学物質管理課補佐 続きまして、経済産業省製造産業局化学物質管理課の、私、奥山のほうから、資料３―２についてご説明申し上げます。iPadのほう、もしくはスライド正面の画面のほうをご覧いただければと思います。

資料３―２の、まず１ページ目でございます。

先ほど東補佐からも若干説明がありましたけれども、水俣条約の趣旨でございますけれども、この条約全体の趣旨といたしましては、「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護する」という目的がございます。

一番下のところで、条約発効までのスケジュールでございますけれども、50番目の国が締結した日から90日後に発効をするということでございまして、日本は本年２月に締結済みでございまして、現在各国がこれを締結しているという状況でございます。

日本国内のこの条約の担保の構造でございますけれども、これが２ページ目にございます。

先ほど東補佐からご説明がありましたのは環境への排出ということでして、その中の大気への排出の部分でございました。私にご説明申し上げますのは、それ以外の水銀の貿易ですとか、水銀の使用、廃棄といった部分でございます。これらの部分は、産業構造審議会の中でも、製造産業分科会化学物質政策小委員会のほうで議論されまして、審議・承認されているところでございます。

この２ページのほうにもう一度目を向けていただきたいのですが、水銀の貿易に関しましては外為法等による措置、真ん中の水銀の使用については水銀汚染防止法という新法による措置、廃棄におかれましては廃棄物処理法、もしくは、この条約上の廃棄物であっても、金属リサイクル等有用なものの処理に関しましては、これは水銀汚染防止法新法において措置されているところでございます。

細かい国内の法律の内容、法律、政令、省令の内容におかれましては、これが３ページ目、４ページ目のパワーポイントのほうにまとまっているところでございますけれども、個々の内容については時間の関係上省略させていただきます。

主なところでございますけれども、これが4ページ目の下半分のところでございますけれども、水銀等の適正な貯蔵・水銀含有再生資源の適正な管理ということで、法の2条ですとか21～24条のところで規定してございまして、水銀ですとか条約で定められております6種類の特定の水銀化合物や、先ほど申し上げました条約上「廃棄物」というふうに呼称されるものでございまして、そのものを金属回収等リサイクルをする目的であって、有価なもの、具体的には非鉄金属の製錬の過程で生じる非鉄スラッジのようなものを想定してございますけれども、それらについては、貯蔵・管理をする際にはこの水銀の新法の省令で定めますような技術的指針に基づいて貯蔵・管理いただくということ、あるいは年度に1回定期報告、その各々の貯蔵・管理の状況について定期報告いただくといった規制をかけている次第でございます。

また、この上半分の水銀使用製品の製造等に関する措置でございますけれども、これを詳しく記載したものが5ページ目のスライドでございます。水俣条約におきましては、この表の一番左端の部分に書いてある製品——電池や蛍光灯等でございますけれども、これらについては、その各々の水銀含有量基準というものを定めてございまして、水俣条約上は2020年末以降は、その締約国におかれましては製造や輸入を禁止すべきというふうに規定をされているところでございますが、これは日本国内においては産業構造審議会製造産業分科会における議論において、我々の国では水俣病を経験した国ということでございますから、世界の水銀対策をリードするという観点で、水俣条約上の規定よりさらに踏み込んだ、より先進的な規制を課すという観点から、この5ページ目のスライドにあるとおり、まず、真ん中の水銀含有量基準につきましては産業界における負担も考慮しながら、可能な限り基準を深掘りをするということを製品によっては踏み込んで規制をしているところでございまして、廃止期限の前倒しについても、一番右の行でございますけれども、可能な製品についてはこれをさらに踏み込んで規制をしているという次第でございます。

今後の対応でございますけれども、水俣条約上、第20条に規定されております国内の水銀環境汚染防止計画の策定というものの、これを今年の秋から冬にかけて行ってまいりたい所存でございます。

水銀新法の施行の時期でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、水俣条約の締結国が50カ国に到達したところから90日後ということでございまして、これは各国の締結状況によってまだ未定ということでございますけれども、本年もしくは来年のいずれかの時点という形でございます。また、そこから、我々としましては、水銀法令の

規制の内容について適切に関係業界への周知、説明会の開催等を行ってまいり所存でございます。

先ほど申し上げました各製品の製造・輸出入規制の開始の時点でございますけれども、条約上では2020年末以降というところから、国内の規制の深掘り、前倒しによりまして、一部の製品におかれましては2018年1月1日以降の時期のものもあるという状況でございます。

以上、大気排出以外の観点での水俣条約の国内担保の状況についてご説明申し上げます。

○東海小委員長 ありがとうございました。

今後、資料3—1の最後のページですけれども、本小委員会では要排出抑制施設の設置者の自主的取組をフォローアップしていくという予定でしたけれども、ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞお願いいたします。いかがでしょうか。——よろしゅうございますでしょうか。ちょっと時間が過ぎておりまして。

どうぞ、高村委員。

○高村委員 ありがとうございます。

基本的にVOCのフォローアップの経験を生かしていただくということで、よいと思っております。この間、やはり業界から出していただくデータも事務局の分析のデータも非常によくなってきていると思いますので。

先ほどの、済みません、議題1のところの議論ともかかわるのですけれども、東野委員ですとか梶井委員、ほかからありましたけれども、やはり削減の効果がどういう要因でなっているかというのがやはりわかるようなデータを出していただくというのが一つの重要なポイントだというふうに思っておりまして、その点はVOCと恐らく——まだこれは要排出抑制施設自身が決まっていないのでこれからだと思いますけれども、どういうデータが必要かという点についてはご検討いただきたいというふうに思っております。

一つ、ちょっと気になっていますが、VOCのところは自主的な取組の中に大防法のいわゆる規制対象施設が含まれておりますので、それで分けてデータを出していただくようにこの間お願いして出していると思っております。今回の水銀の場合は恐らくそうならないのかなという感触をもっていますが、そういう意味ではデータの個票のつくり方も違ってくると思っておりまして、そういう意味で、どういうデータを出していただくのがいいのかという点についてご検討いただければと思います。

○東海小委員長 ありがとうございました。

そのほか、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、今のご質問に対しましてよろしく申し上げます。

○田中環境指導室長 どういうふうな形でデータを出してもらうかということについて、委員ご指摘のとおり課題かなというふうに思っております。要排出抑制施設についてはまだ決まっていないというのはまさにそのとおりでございまして、一応鉄鋼の方向で今は検討されているという段階でございます。さらにこれが実際に自主的取組を進めていくのはこの法律が施行してからということになりますので、水俣条約の発効まで、まだ未定ですが今年か来年辺りではという話が先ほどありましたけれども、発効の後施行ということになりますので、その後自主的取組を進めてフォローアップということになります。少しまだ時間もありますので、その間に、いただいたご指摘も踏まえながら検討していきたいと思っております。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、要排出抑制施設の設置者の自主的取組をフォローアップしていくことにつきまして、このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。——ありがとうございました。それでは、本日いただいたご意見を踏まえながら検討を進めていただければと思います。

(3) 公害防止管理者制度について

続きまして、議題3「公害防止管理者制度について」、事務局からご説明をお願いします。

○中嶋環境指導室補佐 それでは、議題3について私のほうから説明させていただきます。

資料は、資料4をご覧ください。

公害防止管理者制度についてということで、まず1ページ目からご覧いただければと思います。

この制度は、昭和46年に、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」という法律が制定されておりました、これに基づいた制度でございます。制度創設からもう40年以上たっており、定期的なレビューが必要ということで今回調査をしたところでございまして、その調査結果についてのご報告と、調査事業の検討会の中で幾つか提言をいただい

ているので、その提言についてもご検討いただければということでございます。

まず、公害防止管理者制度の概要ですが、大気汚染防止法等の各種の公害規制について、一定の特定施設で公害防止管理者資格を持った方を選任して、その規制をちゃんと守るよう企業に組織体制をしっかりと整備してくださいという法律でございます。

規制の内容としては、今申し上げた公害防止管理者の必置規制がございまして、こちらは電気、ガス、熱供給、製造業といった業種で、ばい煙とか汚水といった汚染物質を特定量発生させている施設・工場については、公害防止管理者等を置かなければいけないという規制でございます。

組織体制としては、左の図にあるとおり、公害防止管理者、公害防止主任管理者、公害防止統括者という仕組みになっております。国家資格は下の2つ、公害防止主任管理者と公害防止管理者が資格を取る必要があり、公害防止統括者は資格取得の必要はございません。

それから資格取得は、国家試験への合格あるいは資格認定講習の修了のいずれかで取得可能で、実績としては右側の表にありますとおり、国家試験の合格者が6,524人、資格認定講習は2,149人で、年間大体8,000人前後の方々が資格を取得しております。昭和46年から始まっている制度でございますので、累積でいうと60万人ぐらいの方々が——リタイアされている方も含めてですけれども、資格を取得しており、これは更新制ではございませんので、一度取得すればずっとこの資格を保有できるというものでございます。

次のスライドに行っていただきます。

今回の調査の問題意識としては、先ほど申し上げたとおり、昭和46年に制度が出来てから見直しを余りしていなかったということで、それでも平成16年度に規制改革会議の規制緩和要望を受けまして制度改正を実施しております。改正内容としては、それまで試験は一発合格じゃないといけなかったのですけれども、それを科目別合格制にして、3年以内に各科目に合格すればいいといった制度を導入したり、先ほど申し上げた必置規制の部分で、1工場に1人公害防止管理者を置かなければいけないのですけれども、中小企業者の場合は一定の条件の下で複数の工場を1人で管理してもいいといった改正をしているところでございます。

また、平成19年度に、一部企業による排出基準の超過、ばい煙等の発生施設における排出量を間違えて登録したりとかいった排出基準不適切事案が発生したこともございまして、規制を強化すべきかどうかを検討した経緯がございまして、このときは、公害防止管理者制

度自体はこのままということだったのですけれども、制度のしっかりした運用を進めようということで公害防止ガイドラインを作成しまして、しっかり取り組んでいる事例の紹介などを行ったところでございます。

その後、平成22年度までフォローアップを実施していたのですが、それからは特段レビューをしてこなかったということもあり、今回、企業の公害防止管理に係る実態に関するアンケートを含めた調査を実施したところでございます。

検討会のメンバーとしては、資料にあるとおり、昨年度まで本小委員長を務めていただきました安井先生をはじめとした方々になっていただきました。

次のスライドに行ってください。

調査結果でございますが、第1に、企業の公害防止管理体制が10年前と比べてどう変化したか、重要性がどうなったのかをお伺いしております。企業におきましては、重要性の認識というのはほとんど変わらないといった回答が3割、向上したとの回答が6割ぐらいいたということで、公害防止管理における経営上の位置づけというのは変わっていないということでございます。中小企業につきましても同じような状況にあるということで、むしろ認識は向上しているということでございます。

「他方で」というところで2ポツ目に書いてございますが、公害防止管理をされている方々の人材育成上の課題はどういったものがあるかということを聞いております。リタイアされている方が多いということもあって、知見、経験、技術の継承が課題となっているという企業が半数ぐらいいたという結果が出ております。特に大企業は7割ぐらいの回答になっていたところでございます。

では、その人材育成の面でどういう取組をされているかというのが、下の図2、図3に書いてありますが、大企業においてはOB人材の活用を結構されているということでございます。58%ぐらいの企業がOB人材を活用していると。他方、中小企業につきましては、現在も活用しておらず、当面活用の予定もないということでございます。理由を聞いたところ、まだリタイアする人があまりいないという企業とか、そもそも定年が存在しないといった回答もあったところでございます。ではどういうふうに人材教育しているかということ、外部研修を使って教育をしているという回答が多かったところでございます。

次のスライドに行ってください。

公害防止管理者制度の見直しが必要かどうかをアンケートで聞いております。

制度に対する評価につきましては、1ポツに書いてあるとおり、公害防止管理の組織体

制が明確になることで、責任関係が明確になっていく、規律が維持できるといった回答であるとか、あるいは、国家資格取得のために試験勉強をしなければいけないので技術レベルのボトムアップにつながっているといった回答であるとか、対外的に公害防止管理者がパイプ役になって地域とのやりとりもしているところもございますので、窓口が明確になるといったような理由から役立っているとの回答が6割ぐらいを占めているところでございます。

制度については、それぞれ必置義務、試験制度、講習制度がございますが、現状維持を望む声が、必置義務は8割以上、試験制度も6割ぐらい、講習制度も5割ぐらいの回答がございました。見直しを望む声としては、試験や講習の機会を増やしてほしいという意見があったということでございます。

次のスライドに行っていただければと思います。

アンケートの中で、公害防止管理の充実に向けた支援策についての要望もお伺いしたところでございます。

まず、情報収集についてどのような取組、収集方法をとっているかを聞いたところ、一番多かったのはインターネット経由での情報収集が一般的で、全体の8割でございました。インターネットの情報提供における要望としては、タイムリーに情報提供してほしいということ、それから、法改正した場合でも、その法改正の条文だけ載っていてもよくわからないので、図表とか平易な文章によるわかりやすい説明をしてほしいといったご意見がございました。

それから、我々が実施している税制上の特例措置——これは固定資産税でございますが——であるとか、あるいは日本政策金融公庫等による融資制度、こういったものがございますが、これについての認知度も聞いてみたのですが、残念ながら低い状況、3割ぐらいという結果になっております。

また、教育のための施策としてこういったものが望ましいかということも聞いておりまして、セミナーの開催、優良事例あるいは失敗事例の事例集を出してほしいといったご意見があったところでございます。

そういった結果を踏まえまして、検討会のほうから提言をいただいております。それが次のスライドでございます。

大きく分けて3つ、これは国に対する提言部分でございますが、まず、公害防止管理者制度自体については重要性の認識は変わりなく、現状維持が望ましいとしております。し

かしながら、試験・講習制度の機会の増加を検討してほしいということでございます。

「提言の例」が下に書いてございますが、4ポツ目のところで、公害防止管理者制度は一回取得したらずっと更新がないものですから、情報・知識の更新をしていかなければいけないということで、産業環境管理協会が任意での「リフレッシュ研修」というものをしているのですけれども、その周知方法の改善や内容の充実が必要といった提言をいただいております。

提言の2つ目は、優良事例・失敗事例の収集や当該事例の普及をするべきとされております。また、法改正のタイムリーな情報発信をしてほしいということでございます。

3つ目でございますが、税や融資制度について認知度が低いので、周知方法の工夫等をすべきであるといった提言をいただいたところでございます。

次のスライドをお願いします。

こういった提言を踏まえまして、結論として、公害防止管理者制度自体につきましては現状の制度を維持したいと考えております。

また、情報収集の面で、ホームページの活用、タイムリーな情報提供をさらにしっかり努めていきたいという提案させていただきたいと思っております。

それから、研修等につきましては、優良・失敗事例をしっかり集めた上で、産業環境管理協会とも協力しながら、公害防止管理者の方々の知識の更新等に努めていきたいということでございます。

最後ですけれども、公害防止管理者制度につきましては過去5年間特にレビューもしてこなかったのですけれども、今後は、少なくとも2～3年に1遍ぐらいは定期的にレビューを実施していきたいということを提言させていただいております。

以上でございます。

○東海小委員長 ありがとうございました。

現状の制度維持をして定期的にレビューを実施するということでしたけれども、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

東野委員。

○東野委員 この資格、それからこの仕組みは必要だということ、アンケート結果からよくわかりました。

私が危惧するのは、講習会をふやしていく、これはニーズに応えるには必要だと思うのですけれども、教育側の人、講師になる人であったりとか、問題をつくったりとか、本を

つくったりという側の人材が、公害を大学で学んでいた人というのが、そんな研究室はだんだんなくなってきていますので、高齢化によりどんどん減っているんですね。私はもうその最後のほうで、私より若い人だと余り公害の知識がない。どんどんそういう人が減っているという状況なので、何とかこの技術を伝承していかないと。自分の研究ではなくても、そういうことに興味をもってある程度勉強していくとか、何かそういうような方法でやっていく必要があるのではないかと。もちろんネットを活用して、知識を人に頼らないで学べるような仕組みをつくっていくということも大切だと思いますが、やはり人材の育成、教える側の人材の育成というものも、これはどこかで問題になるので考えておいたほうがいいのではないかと思います。

○東海小委員長 貴重なご意見だったと思います。

そのほか、ご質問等はございませんでしょうか。

○亀屋委員 済みません、現状の制度を維持するということで問題ないと思うのですが、これは現状問題が出るようなレベルにはなっていないくて、管理が普及しているということのあらわれだと思うのですが、一方で、震災から5年たちましたけれども、大きな社会ニーズとしては、そういう定常時ということ以外にも、やはり災害時の公害防止対策というのももう少しきちんとやってほしいという声もあるのではないかなというふうにも感じております。すぐにこの管理者制度の中にどういうふうに取り込むかということではないかとは思いますが、そういった面の管理者の方への継続的な教育といえますか、周知も必要ではないかなというふうに感じております。

○東海小委員長 貴重な意見だったと思います。

そのほか、どうぞ。

○大石委員 ありがとうございます。

最初の議論、日本の産業界の自主的取組を世界に向けてお手本として発信するニーズがある、ということとも重なると思いますが、今、日本の中ではこの公害防止管理者制度のように、人材育成などいろいろな制度がきちんに行われていると思います。一方、周りの国に目をやりますと、例えば最初の大気汚染にしても海外ではいろいろな問題が起きています。たとえ日本の中で一生懸命対策を立てて頑張ったとしても、世界はつながっていますから大気も水も海外からもやってくるわけです。今回のこの公害防止管理者制度も含めて、このような日本の素晴らしい取組を技術として海外に売り込んでいく、そうやって日本だけではなくアジア地域とか世界全体で環境をよくしていくことができるので

はないでしょうか。先ほどの技術の継続というか、海外での技術者の育成も含めて今後の日本の役割としてあり得ると思いますので、ぜひそのように取り組んでいただけたらと思います。

○東海小委員長 ありがとうございました。

そうしましたら、ちょっと時間も来ておりますので……。どうぞ、済みません。

○指宿委員 今回、経産省のほうで公害防止管理者制度の調査をしていただいて、結果は現状維持ということで、我々としては一生懸命やってきた甲斐があったなと思っております。

あと、今のご発言なのですが、私どもの協会では、この15年ぐらい前からですが、中国とかタイ、最近ではベトナムもそうなのですが、これらの国にこの日本の公害防止管理者制度のPRと、それを何とか根づかせないかということで協力をしてきた経緯があります。やってみるとなかなかおもしろいのですが、やはりそれぞれの国の事情で、日本の制度をそのままというのはとても難しいのですが、結構賢いところもあって、例えば廃棄物の管理・処理も一緒にこの公害防止管理者でやるとかということもありました。このような取組を続けながら、一方で日本の公害防止管理者制度をよりよくしていくというようなこともできたらなと思っておりますので、企業の方々にも今後ともよろしく願いしたいと思います。

○東海小委員長 ありがとうございました。

今後の人材育成ですとか、制度自体のカバレッジの拡大ですとか、貴重なご意見等をいただけたと思います。それについて事務局のほうからございますか。

○田中環境指導室長 今、さまざまなご意見をいただきましたので、そういうのも十分参考にしたいと思います。説明でもありましたけれども、本制度は久々に点検したということでございましたので、やはりこういう感じで皆さんのご意見を聞いていくというのは大事だなということを改めて認識しました。ここに書いてありますとおり、定期的にということでございますので、本当に定期的にしっかり点検して、よりよい制度にしていき、公害防止の充実に努めていきたいと考えております。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、公害防止管理者制度について、このような進め方でよろしいでしょうか。――それでは、本日いただいたご意見を踏まえながら制度の充実に向けての取組を進めていただくよう、ぜひお願いいたします。

(4) その他の産業環境対策に関する取組状況

それでは、続きまして、議題4ということで、「その他の産業環境対策に関する取組状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

○田中環境指導室長　それでは私のほうから説明したいと思います。

最後の議題で、「その他の産業環境対策に関する取組状況」という題名の、資料5というものでございますけれども、こちらで説明したいと思います。

一番最初の挨拶で審議官の三又のほうからも話がありましたけれども、これまで、どちらかというとVOC、大気の話が中心だったのですけれども、それ以外にも産業環境対策というのはあると思いますので、今回からこういう感じで、それ以外の水とか土壌とかPCBとか、いろいろな幅広いところでいろいろな動きがありますので、それをこの機会に紹介させていただきたいなというふうに思います。そこでさまざまなご意見もいただければというふうに思っているところでございます。

まず、スライド1は目次でございます。

スライド2は、これも目次で飛ばしていただいて、3ページでございますけれども、ここからは水関係の取組でございます。スライド3でございます。

こちらに書いておりますのは、最近のこの水質の環境基準等の動向ということでございまして、さまざまな動きがございます。全部説明するとまた時間もかかってしまいますので、簡単に説明しますと、このポツが1、2、3、4、5とあるのですが、4番目のポツです。底層溶存酸素量、底層DOと呼ばれているもの、あと、その沿岸透明度、海とか川が上からみて下がみえるかどうか、透明かどうか、そういう話なのですけれども、そういったものを新しい水の環境基準として設定してはどうかと、そういう議論が行われております。昨年12月に答申が出ておりまして、今後もうちょっと具体的な検討が進んでいくと、そういうタイミングになっている。これは一つのトピックとしてあるかと思います。

また、具体的な物質の追加といった議論も行われておりまして、一番下のポツに書いておりますけれども、ここに書いているような水質基準、人健康、水生生物保全、両方ですけれども、ニッケルとかアンモニアと、こういったところも含めていろいろな検討が想定されると、そういう状況にあります。基準値が既にあるような物質についての、その基準値自体をではどうするのかというような、そういう議論も行われているというところでござ

ざいます。

スライド3は、そういう基準の動向を説明したものでございます。

その次のスライド4は、現状の基準、水質の環境基準と、水濁法の排出基準というのがどういう項目であるかというのを書いたものでございます。

次のスライド5でございませうけれども、これは先ほど申し上げた底層DOと沿岸透明度というところ、細かい中身は下に書いておりますけれども、こういった議論が進んでいるというところのご紹介でございませう。

スライド6でございませうけれども、暫定排水基準の見直しということでございませう。

水質汚濁防止法の排水基準のほうなのではございますけれども、こちら、全国一律ということになっておりまして、業種によっては達成できない、あと物質によっては達成できない、そういったところもございませうので、そういったものについては、このスライド6の下の方に表を書いておりますけれども、暫定的な形で、少し緩目の基準を適用すると、そういったことをやってきておりまして、適用期限が来れば廃止にする、もしくはそれを延長するかどうかの議論をすると、そういったことをやってきております。これにつきまして、今年の6月末に、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素、あと、今年の11月末には亜鉛ということ、さらにはカドミウムが12月に期限を迎えることになりますので、現在環境省のほうで、この暫定基準をどうするのか、延長するのかしないのか、するにしても基準を変えるのか変えないのか、こういった議論が行われているというところでございませう。そういった紹介でございませう。

スライド7でございませうけれども、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等、亜鉛、カドミウム、先ほど申し上げたものの業種ごとの値が今こうなっていますということを示しています。これをどう変えていくのかという、そういう議論もやっているというところでございませう。

次のスライド8でございませうけれども、総量削減という取組も行われております。これはかなり昔からやられているものでございませうけれども、いわゆる水濁法の濃度規制ではなくて、その物質の量全体を東京湾のような内海でどのようにやっていくかをやっているものでございませうけれども、これについて、第8次の水質総量削減ということで今検討が進んでおりまして、昨年の12月に在り方についての答申がとりまとまったということでございませう。これまでの取組を継続していこうではないかと、そういう話になっているというところでございませう。

その次のスライド9は、今申し上げたものをちょっと図であらわしているものでござい

ます。

その次、スライド10でございますけれども、土壌関係でございます。こちらにもいろいろ動きがございます。

スライドの11をご覧ください。

これはまず土壌の基準でございますけれども、基準関係でいいますと、もともとある物質について基準を緩めたりとか、もしくは物質を追加したりという、そういった動きもございまして、追加という意味では1,4-ジオキサンとクロロエチレン、塩化ビニルモノマーが追加するというような話が進んでいるということでございます。

また、その一番下のポツに書いておりますけれども、こちらに書いているようなカドミウムとか、そういったものについても見直し作業が今後行われていくことが予定されているというところでございます。

次のスライド12でございますけれども、これは現在の土壌環境基準が設定されているものというのをリストにしたものでございます。

その次のスライド13をご覧ください。

土壌汚染対策法の概要ということでございまして、土壌汚染対策法ができたのが平成14年でございます。そこから1回改正をしております。平成21年の4月に改正しております。ここでかなりの内容が広がったという形になっております。現在、施行後5年をたっているという、そういう状況でございますけれども、前回の改正で一つ大きな話がありまして、このスライドの13の下の方のポツのところでございますけれども、自然由来の土壌汚染の規制の対象化というのが行われたということでございます。これは、最初に法律ができたときには自然由来のものというのは入っていませんでしたけれども、その次の改正で、平成21年の改正でそれが入ってしまった。実際、土壌は、有害な物質を使っていて、それで汚してしまうというのはもちろんあるのですけれども、ほう素とかふっ素とか、そういったものがもともと土の中にあるというケースも当然ありますし、あとは、埋め立て地のようなところでは浚渫土壌を海からもってきて埋め立てをしているのですけれども、海底の土にもほう素とかふっ素とかそういったものはもともと入っているということもありますので、そういうものについて、従来は対象にしていなかったのですけれども、今の法律、平成21年の改正から対象にするということになりまして、これによって自分で汚した土壌ではないのに汚染しているという話になって、では、それを何でその所有者が対策しなければいけないのかというような、産業界のほうからも問題ではないかという声が上

がったりしてきた、そういった経緯がございます。

次のスライドへ行っていただきまして、14ページでございますけれども、ここの3つポツがあるうちの一番上に書いておりますのは、これも繰り返しですが、前回の改正から5年を経過しているということがございます。なので、今まさに見直しのタイミングを迎えているというところですね。

2番目のポツでございますけれども、先ほど私が申し上げた自然由来の物質のあり方というところ、また、それに加えて工業専用地域の土地の形質についての規制のあり方もあります。土壤汚染対策法は全国一律の規制です。このため、どんな場所でも、工業地域であろうが住宅であろうが全く同じ規制になるということになるのですけれども、産業界のほうから、工業専用地域、例えばコンビナートとか、臨海部にあるような、住宅地から離れていますよねというようなところも全く同じ規制になっているので、そこは過剰ではないかと、そういった声があったということでございまして、これが規制改革会議で議論されて、規制改革実施計画というものが平成27年6月に閣議決定をされております。その具体的な項目は下の表に書いておりますけれども、こういったところが検討項目に挙げられているということでございます。

3番目のポツに書いてあるとおり、5年後の見直しのタイミングを迎えていて、かつ閣議決定でこういった検討をしなければいけないということになっておりますので、今、環境省のほうで、中央環境審議会のほうで検討を始めようと、まさに始めようとしているところでございまして、来週の月曜日ですか、28日から議論が開始するというタイミングになりますので、今後またこの話はかなり大きくなっていくのかなというふうに思っております。そういった意味でご紹介させていただきました。

15ページが、これは参考ですけれども、経団連のほうで規制改革会議で出した要望のスライドでございます。

その次のスライド16が、千葉県のほうで要望として規制改革会議で出した資料でございまして、ここではやはりコンビナートについてもうちょっと何とかできませんかねというような要望がされているというところでございます。

その次の、17ページのスライドでございますけれども、土壌の関係ではなく技術開発も経済産業省はこれまでやってきたということでございまして、ちょうどこれが終わって事後評価を、まさに今年度終わったというところでございますので、ぜひ紹介したいなと思ひまして載せさせていただきました。

これは、原位置浄化の技術ということでございまして、土壌で一般的に行われているのは、汚染土壌を掘削して外に出して、きれいな土を埋め直すという掘削浄化といわれているものが一般的なのですけれども、これは余り望ましくないのではないかと環境省も我々も思っておりまして、できれば原位置浄化というか、土を取り出さないできれいにするのが一番いいのではないかなというふうに思っているのですけれども、これは非常にコストがかかると、そういう課題がございます。ですので、経産省のプロジェクトとして、コストをもうちょっと下げられないかということをごをこれまでやってきたということでございます。

その次のスライドに具体的な中身を書いておりますけれども、18ページ目をご覧ください。

ここでいっているのは、このプロジェクトの右側のところにちょっとその具体的なものを書いているのですけれども、ここでは幾つかあるプロジェクトの一つとして、新日鉄住金エンジニアさんと大阪ガスさん、不動テトラさんという企業に参加いただきまして、シアンに汚染されているサイトを、バイオ技術を使って、微生物を使って、バイオオーグメンテーションとかそういうような感じできれいにしていくという技術の開発を進めてきたということございまして、これは一応もう、先ほど申し上げたとおり終わったプロジェクトでございますので、一応成果としては、今までの目標として、今までよりも半分の値段でできないかということで開発を進めてきたのですけれども、一応達成できたということになっておりますので、こういった技術が普及していくということは非常にいいのではないかなと思っておりますので、紹介させていただいたところでございます。

その次のスライドでございますけれども、19ページでございます。

先ほどはシアンでしたけれども、こちらは重金属にも適用できるような、そういった技術開発もしておりまして、左側でいいますと、ラジアルウエルというようなものを使って、水を循環させながら鉛をきれいにしていくという、そういったやり方とか、あと、右側は電気修復技術というようなものを使って重金属をきれいにしていくと、こういったやり方の開発も進めてきたということでございます。

もちろんこれ以外にもいろいろな技術があると思っておりますので、こういうさまざまな技術によって、その掘削浄化以外の浄化技術が普及していくといいなというふうに思っております。

すみません、次のスライドの20ページでございますけれども、PCB関係についてご紹介

介したいと思います。これも最近少し動きがありますので、ご紹介したいと思います。

21ページをご覧ください。

P C B自体は、こちらのスライドの上を書いておりますように、もう既に製造・輸入は禁止されておりました使っていないのですけれども、禁止する前に使っていたものが廃棄物として残っていて、そういうことが今問題になっておりました、過去はなかなかその処理施設がつくれなかったという、そういう経緯がございます。それを踏まえまして、平成13年にP C B特措法ができて、国のほうで処理施設の立地を進めてきたと、そういった歴史がございます。J E S C Oという組織をつくって処理を進めてきたと、そういうことでございます。

その次のスライド22をご覧ください。

P C B廃棄物と一言で申し上げますけれども、高濃度なものと低濃度なものがありまして、2つあるということでございます。P C Bを意図的に使っているものは当然高濃度ということになるのですけれども、これについては、先ほど申し上げたJ E S C Oで処理をするということになっております。そうではなくて、非意図的に入ってしまった、非常に微量なのですけれども入ってしまった廃棄物というのもありまして、これは低濃度といわれておりました、これはJ E S C Oでなく民間の事業者によって処理できるという、そういう形になっております。

このJ E S C Oのところなのですけれども、高濃度の話でして、これは下の図のところ
に右側に日本地図があると思うのですけれども、こちら、J E S C Oのほうでエリアを区
切って高濃度のP C Bを処理しているということになります。ちょっと注目していただき
たいのは、この北九州エリアというのがありまして、これは北九州といっているのですけ
れども、北九州市にその施設があるという意味でございまして、カバレッジという意味で
は四国とか中国も入ってくるということになります。この赤いところでございます。こち
らの期限が小さい字で書いてあるのですけれども、平成31年3月31日と。1年後というこ
とになります。これはトランス、コンデンサなので、左側に写真を載せておりますけれど
も、この上の2つ、いわゆる電気工作物といわれているものについての高濃度のP C B廃
棄物の処理期限はあと3年しかないということになります。これについては期限の延長は
もうできないといわれておりますので、必ずこの期限で処理しなければいけないというこ
とになっておりました、これが大きな課題になっているということでございます。

その次のスライドでございまして、スライド23をご覧ください。

こちらに書いてありますように、さっき申し上げたように北九州事業エリアの期限が非常に近いということで、何もしないと処理できないのではないかと、そういう懸念が強まっているということもありまして、環境省のほうで検討を進めて、P C B特措法の改正法案を閣議決定して、まさに今の国会に提出しているということになります。

その中身ですけれども、これは政府一丸となって計画を閣議決定してしっかりやっという。また、高濃度のP C B廃棄物は必ずJ E S C Oの期限より前に処理しなさい、処分しなさいというのを義務づけましょうということ。また、使用中のものも僅かですけれどもあるのではないかといわれていますので、これについては当然使用をやめてもらうと。こういったような取組をして、しっかりとP C B廃棄物を処理するように規制を強めましょうと、そういうことを今まさに国会に出しているということでございます。

その次のスライド24でございますけれども、使用中の電気工作物につきましては廃棄物にまだなっていないということなので、電気事業法のほうで規制をする必要があるということで、こちらのほうはP C B特措法と同じような中身の厳しい規制をやる方向で今検討が進んでいるという紹介でございます。

スライド25でございますけれども、高濃度の話の最後という意味で書いておりますけれども、やはりこの処理期限が近づいている中で、確かに規制も今後強まっていく方向だとは思いますが、そもそも論として、このJ E S C Oの期限というのは前からあったわけで、ただ、それを知らない人もきつというのではないかなと思いましたが、我々のほうで環境省と一緒に、この右下に書いてあるパンフレットをつくりまして、これをもっていませんかということで、要は知らない人がいないように、今周知活動を一生懸命やっているという、そういう紹介でございます。周知活動に際しては、このパンフレットと、あとホームページにもまた情報を載せておりますし、説明会も全国的に開催するということを今やってきたということでございます。今後も説明会を、法律が改正される可能性がありますので、それも踏まえてやっていきたいと思っております。

次のスライドでございます。

これは微量の話でございます。これは先ほど申し上げた高濃度ではなくて低濃度の話なのですけれども、低濃度の中の微量というのがありますし、非常に、本当に数十ppmのP C Bが入ってしまっているというのがありますけれども、これについては通常の処理をしますと非常にお金がかかるということがございまして、もうちょっとコストが低いやり方でできないかということを規制改革会議でも議論をし、閣議決定をしたと。そう

いった経緯がございます。それを踏まえて、今、このスライド26の下のところに書いておきますけれども、経産省、環境省が経済界と一体となって検討を進めてきたと、そういう経緯がございますので、紹介をさせていただきました。

スライド27でございますけれども、これは一つの例として、今やっているものの一つなのですけれども、課電洗浄ということでいっておりまして、変圧器、トランスを引き続き使える形で、油だけきれいにして、もう一回また使えるようにしてしまおうと。電気を加えながらきれいにしていくと、そういったことをできるようにということで手順書をつくっております。これについては、ちょっと対象範囲を27ページの1ポツの下線のところに書いておりますけれども、ここに限定されておりますので、もうちょっとこれを広げられないかということが今後の課題かなと思っております、引き続き検討していきたいと思っております。

その次のスライド28も同じ話で、課電洗浄の話でございます。

スライド29でございますけれども、これは抜油後の容器、いわゆる筐体と我々は呼んでいますけれども、トランスとかコンデンサとか非常に大きなものになりますので、それで油がなくなったとしても、いろいろな金属のかたまりみたいな形になっているのですけれども、それをそのまま捨てるというのはもったいないということで、うまくリサイクルできないかというようなことも含めて、要は合理的にどうやって対応していくかということをもまさに今検討しているということでございまして、こういう検討もしっかり進めていきたいというふうに考えております。

以上、PCBの話でございます。

最後は、これは参考でございますけれども、スライド30から31、32、33というのは、税の優遇措置と、あと中小企業向けの融資制度について、余り知られていないという話もありましたので、こういう機会で改めてPRしたいなと思いましたので最後につけております。

すみません、長くなりましたけれども、以上でございます。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、皆様からご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○原田委員 最後の参考資料となっている融資の話ですね、先ほどの前の課題では、3割が知ったというのが多いか少ないかというのはいろいろあるとは思いますが、これは実際に利用しているような、利用されている事業数というのはもちろん集計されて

いると思うのですけれども、それって近年どのような状況ですか。

○中嶋環境指導室補佐　利用実績は非常に少ないです。2桁ぐらいですね。ということで、こちらあるとおり、大気、アスベスト、水質汚濁、廃掃法という関連で32ページとかに書いてございますけれども、多いのは廃棄物関係が20～30件ぐらいあるところでございますが、大気とか水のほうは1桁ぐらいの利用実績になっているということでございます。大まかにいうとそういう感じでございます。

○東海小委員長　そのほか、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

○光成委員　ありがとうございます。

2点ほどございまして、1点目については、今お話し頂いた全般的なその他の産業環境のことだけではないのですが、今回からこの審議会の資料もiPadにして頂いて、紙の印刷物というのが非常に減って環境負荷も減っているかなというふうに理解しているのですが、環境のデータの測定とか、そういったものをやる環境計量証明書というのも、今はほとんどの場合、日本ですと紙に判子を押すという形なのが、昨年から計量行政室のほうでも電子発行というのを正式に認めて頂いて、検定所のほうでもいろいろそういう監査の方法なども決めて頂いたというふうに伺っているのですが、今回指導室のほうでされる大気、水、水銀とか土壌も含めて、計量証明に使う紙の量というのも非常に大きく、かつコストの分析とか、今までお話が出ました作業環境とか、改ざん防止とか、いろいろな面のコスト削減、転記ミスの防止なども含めて、電子化というのが非常に有効なのではないかなと思っております。海外も、今、電子での報告を義務づけるようなのもアメリカを初め非常に増えていますので、環境行政としてもぜひ電子の利用を推進して頂きたいというのが1点目でございます。

2点目は、今お話し頂きました土壤汚染対策法のことなのですが、これは今ちょうど5年後の改正で議論をして頂いているところかと思いますが、日本の土壤汚染の法律は非常に一律で厳格なところがあって、今後、今回も田中室長からお話し頂いたように物質の追加などがあると思うのですが、1物質1地点でも超えていると汚染地というような考え方で、先ほどあったような工業用地も住宅用地も一律な基準というのが非常に、設備投資ですとか老朽施設の解体とか、そういったところでも経済的な負担になっているのかなと思っております。自然由来はもちろんなのですけれども、先ほどのような低コストで開発して頂いた原位置の技術がうまく使って頂けるような枠組みというのも経済産業省としても、つくって頂けるといいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○東海小委員長 ありがとうございました。

そのほか、ご意見やご質問等がございますでしょうか。

では、今のご質問やご意見に対して、何か事務局のほうからございますか。

○田中環境指導室長 2点あって、1つ目は電子化を進めたほうがいいのではないかと
いうことだったと思います。おっしゃるとおりだと思います。まさにその一つがきょうiPad
を使っているということだと思うのですけれども、計量証明の話については私のほうで担
当していないこともあってすぐにはわからないのですけれども、役所としては、政府全体
としてそういう電子化というのは進めておりますので、方向としてはそういう電子化をい
ろいろな分野で進めていくということかなと思いますので、そういう方向で進めていき
たいと思っております。

土壌汚染対策法でございますけれども、これはまさに委員ご指摘のとおり一律で厳格な
基準になっていますよねというところはそのとおりだと思います。産業界のほうからも、
厳し過ぎるのではないかという声は、私も自然由来に限らず確かにいただいております。
ですので、そういったところも踏まえて環境省のほうで検討が進められていくといいなと
いうふうに思っておりますし、我々のほうからも働きかけはやっていきたいなと思います。
今後についてうまく進めていくために、もう少し経産省でもということについても、その
とおりかなと思いますので、引き続きよく検討していきたいと思っております。

○東海小委員長 ありがとうございました。

○村田委員 最新の様々な環境法令の動向をありがとうございました。

少し関連することといたしまして、1点情報共有させていただきます。私は化審法という
法律の施行支援などをしているのですけれども、ちょうどこの1時間前の1時からの審議
会で何人かの先生も一緒しておりました。化審法では日本で流通している化学物質の総
点検みたいなことをやっておりまして、規制物質にするかの判断のためにリスク評価すべ
きものを優先評価化学物質というものに指定して、順次リスク評価をしております。

先ほどはアクリロニトリルという物質のリスク評価の審議だったのですけれども、たま
たまその物質は、今回もお話が出ていました大防法の有害大気汚染物質の優先取組物質で
指針値がございまして、これまで産業界で排出削減の努力をされてきたものです。今回、
化審法のほうでも同じ物質が詳細な評価にかかりまして、有害性の評価値を出してリスク
評価をしたのですが、その評価値が大防法の指針値より少し厳しい値であったこともあり、

その評価の中で第二種特定化学物質に指定すべきかといった議論がありました。しかし、大防法の指針値との関係で排出削減をされてきたということを鑑みて、もう少し排出削減の状況を見守ってから化審法としての措置を考えようということになりました。

そのような感じで、環境汚染を通じた人の健康への悪影響を防止するといった観点では、その規制の手段は違いますけれども、最終的には事業者さんの排出削減に結びつくような関連法令でそういった動きがあるというところを、第三者的な立場で環境法令を横断的にウォッチされている、ちょうどこの委員会ですとか指導室さんというところは、目配りされるのにはいい立ち位置であられるのかなと思い、情報共有させていただきました。

○東海小委員長 ありがとうございました。

それでは、本日いただいたご意見につきましては、今後の取組を進めるに当たっての参考にしていただければと思います。

(5) その他

それでは、最後、その他ですけれども、事務局から連絡をお願いいたします。

○田中環境指導室長 本日は本当に皆様、さまざまなご意見をいただきまして本当にありがとうございました。時間もぴったりに終わることができて、本当によかったと思います。

本日いただいたご意見も踏まえて、しっかりと産業環境対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次回でございますけれども、大体これは1年に1遍はやっておりますので、追って連絡させていただきますけれども、少なくとも来年の今ごろはやるのではないかなと今は思っていますけれども、いずれにしてもまた日程調整をさせていただければなと思っております。

以上でございます。

○東海小委員長 それでは、以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。

活発なご議論、どうもありがとうございました。

——了——